（文部科学省大臣官房付）　文部科学事務官　永山　裕二
内閣府事務官（知的財産戦略推進事務局参事官（ロンテンツ振興担当））に併任する
知的財産戦略推進事務局参事官（クールジャパン戦略推進担当）に併任する
（経済産業省大臣官房付）　経済産業事務官　田川　和幸
内閣府事務官（知的財産戦略推進事務局参事官（総括担当））に併任する
（参事官（交通安全対策担当）
（政策統括官（共生社会政策担当）付））内閣府事務官　福田　由貴
参事官（食育推進担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任は終了した
参事官（総合調整第二担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任を解除する
子ども・子育て本部参事官に併任する
（経済社会総合研究所上席主任研究官）　同　藤澤　美穂
参事官（子どもの貧困対策担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任を解除する
参事官（青年国際交流担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）に併任する
（北方対策本部参事官）　同　山崎　速人
大臣官房参事官の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　今長　岳志
内閣府事務官（大臣官房参事官）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）　検事　及川　京子
内閣府事務官（参事官（犯罪被害者等施策推進担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付））の併任は終了した
（参事官（普及啓発・連携担当）
（政策統括官（防災担当）付））
内閣府事務官　齊藤　馨
独立行政法人国立公文書館に出向させる
（情報公開・個人情報保護審査会事務局総務課長）　同　平野　真哉
総務省に出向させる
（子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当））　同　岡　朋史
内閣官房に出向させる
（沖縄総合事務局開発建設部長）
内閣府技官　小平田浩司
国土交通省に出向させる（以上四月一日）

国家公安委員会

（近畿管区警察局総務監察部長）
警視監　齊藤　寛
山口県警察本部長を命ずる
（三口県警察本部長）　同　藤村　博之
大阪府警察本部副本部長を命ずる（以上六月三日）
（警察大学校警察政策研究センター所長）　警視監　名和　振平
広島県警察本部長を命ずる（六月七日）

警　察　庁

（警察庁長官官房付）　警視長　柴山　克彦
近畿管区警察局総務監察部長を命ずる（六月三日）
（警察庁長官官房政策評価審議官）　警視監　河合　潔
警察大学校警察政策研究センター所長を命ずる（六月七日）

公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局次長）
総務事務官　亀田　意統
（公害等調整委員会事務局審査官）　同　原嶋　清次
総務省に出向させる（各通）
（総務省大臣官房付）　同　相馬　清貴
公害等調整委員会事務局次長に転任させる
（総務省行政管理局企画官）　同　添田　徹郎
公害等調整委員会事務局審査官に昇任させる（以上六月十七日）

財　務　省

（理財局総務課長）　財務事務官　富山　一成
兼ねて理財局国庫課長を命ずる
（理財局国庫課長）　同　清水　雄策
外務省に出向させる（以上六月十五日）

官庁報告

官庁事項

人事院公示第15号

人事院は、人事院規則８－18（採用試験）別表第３国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第１号口、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項口(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(1)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号口、同表航空保安大学校学生採用試験の項口の規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成28年６月17日

人事院総裁　一宮なほみ

１　第１項第３号中「の課程」の次に「又は同項第４号の２に規定する修業年限が５年以上である課程」を加え、「当該課程」を「これらの課程のいずれか」に改める。

第３項第４号中「第４号」を「第４号の２」に改める。

第５項第４号中「第22号」を「第23号」に改め、同項第５号中「第23号」を「第24号」に改め、同項第６号中「第４号」を「第５号」に改める。

第28項第８号中「第22号」を「第23号」に改め、同項第９号中「第23号」を「第24号」に改め、同項第10号中「第４号」を「第５号」に改める。

第31項第８号中「第22号」を「第23号」に改め、同項第９号中「第23号」を「第24号」に改め、同項第10号中「第４号」を「第５号」に改める。

２　この決定による改正は、平成28年６月17日から効力を発生する。

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則８－18（採用試験）第４条第３項、第６条第１項及び第２項第１号並びに第８条第３項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成28年６月17日

人事院総裁　一宮なほみ

１　別表第１国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））の項中「地方整備局又は」を「地方整備局若しくは」に、「又は道路」を「、道路若しくは港湾等」に改め、「管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務」の次に「又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務」を加える。

別表第２国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））の項中「、総合事例研究試験、政策論文試験」を削る。

別表第３外務省経験者採用試験（書記官級）の項中「及び」を「、ロシア語、」に改め、「スペイン語」の次に「、ポルトガル語、アラビア語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語」を加える。

別表第４国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））の項中「第22号」を「第23号」に、「第23号」を「第24号」に、「第４号」を「第５号」に改める。

２　この決定による改正は、平成28年６月17日から効力を発生する。

九州地方整備局公示

嘉瀬川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第三項の水域を次のように指定し、平成二十八年七月一日から施行する。

平成二十八年六月十七日　九州地方整備局長　小平田浩司

水系名	河川名	水域番号	水域	
嘉瀬川	嘉瀬川	七	左岸	佐賀県佐賀市富士町大字関屋字榎木四千七百九十九番六地先の標柱一号
			右岸	佐賀県佐賀市富士町大字畑瀬字上ノ山二百五十二番一地先の標柱二号
			左岸	佐賀県佐賀市富士町大字小副川字詰谷二千三百九十四番地先の標柱四号
			右岸	佐賀県佐賀市富士町大字畑瀬字千田ヶ原一番八地先の標柱三号

から　まで